

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年5月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

### 出席委員49名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
19番 春口 豊徳	20番 田中 求	21番 山口 謙藏
22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘
28番 園田 操	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 榊永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏
50番 上田 芳裕		

欠席委員 なし

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第2回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会の総会への出席は、農業委員総数49名中49名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は大変皆さんお忙しい中、第2回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

きょうは、議題といたしましては、第1号議案から第5号議案となっております。どうぞきょうの総会がスムーズにいきますよう、皆様

方のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが、会議に入るに当たりまして、総会次第の3にあります議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者は8番の林田智博委員と50番の上田芳裕委員を、書記に事務局の北嶋孝行主幹を指名いたします。よろしくお願ひします。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から第5号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで5件でございます。  
それでは議事に入ります前に、議案の訂正があるようですので事務局より説明をお願いいたします。

事務局 訂正についてご説明申し上げます。議案を1ページめくっていただきまして、まず目次をご覧ください。第5号議案の引き続き農業経営を行っている旨の証明願が1件となっておりますけれども、これを3件に訂正をお願いいたします。それに伴いまして、合計244件を246件に訂正をお願いいたします。

続きまして7ページをお開きください。7ページの31番と32番は、関連ですけれども、譲渡人の表記が「相続財産管理人 ○」で消えております。正確には○○○○で、訂正をお願い申し上げます。

続きまして10ページをお願いします。

10ページの2番の農地区分が第1種農地となっておりますけれども、これを第2種農地に変更お願いいたします。

続きまして11ページの6番の譲受人の欄にあります代表取締役の名字を会社名と同じ表記に訂正をお願いいたします。

同じく11ページの8番ですけれども、施設の概要の欄で3段表記のうち2段目がつぶれております。ここを農業用倉庫に訂正をお願いいたします。

最後に14ページをお願いいたします。24番の譲受人の欄です。代表の方がお亡くなりになったということで変更届が出されております。新たな代表者名に訂正をお願いいたします。

それから、同じ24番ですけれども、農地区分が第1種農地となっておりますのを第2種農地に訂正をお願いいたします。

大変申し訳ありませんが、以上訂正をお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

はじめに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請35件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をよろしく願います。

それでは1番、願います。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は画図町所島の兼業農家が経営拡張のため農地を取得する申請でございます。申請地につきましては、許可後は米を作付されるということです。

先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、下限面積、常時従事要件、地域との調和など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願います。

議 長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として決定いたします。続きまして2番。

### 19番 春口豊徳委員

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番と3番は関連で、上南部1丁目の専業農家が親族間贈与により現在3人のものである農地の所有権を1人のものに持分移転する申請です。申請地につきましては、許可後は米を作付けするとのことです。

4番は戸島7丁目の酪農家が親から子への贈与により農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は牧草を作付されます。

5番の申請人は新町3丁目の兼業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は芝、唐芋を作付されます。

以上4件、さきの地区委員会で協議しましたところ、下限面積、常時従事要件、地域との調和など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま地元委員より2番から5番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして6番。

### 3 2 番 橋本春利委員

6番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ミカンを栽培されている専業農家で、今回の申請地にはデコポンを栽培される予定です。

7番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ミカンを栽培されている専業農家で、今回の申請地には水稲を栽培される予定です。

8番は独立就農の申請です。譲受人はミカンを栽培される計画で、河内地区の案件13番から15番でも申請されており、合わせれば下限面積の要件を満たされます。先日河内地区委員会で営農計画の聞き取り調査がなされており、譲受人の面積要件以外では問題ないとのことでした。当地区委員会では、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の決議は河内地区の案件と合わせての決議をお願いします。

9番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を栽培される計画です。

10番は夫への贈与です。譲受人はメロンと水稲を栽培されている専業農家で、申請後はメロンを栽培される計画です。

11番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、トマトを作られる専業農家で、申請地には水稲を栽培される計画です。

以上、8番を除いた5件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま6番から11番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして12番。

### 39番 榎永築委員

12番から16番につきまして、さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンを作られる専業農家で、申請地にはミカンの苗木を植えられる予定です。

13番から15番は独立就農のための申請で、西部地区にて審議された8番と関連案件です。13番及び14番は賃貸借、15番は使用貸借されるものです。地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。営農計画について何ら問題はありませんでした。西部地区の審議内容と合わせて協議し、下限面積も上回ることから問題ないことを確認いたしました。申請地にはミカンを作られる予定です。

16番は年金受給継続のため同居の後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後もこれまでどおりミカン、ナシを作られる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。西部地区委員会で審議された8番と合わせてご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま12番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして17番。

### 4番 米村昌昭委員

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

17番は申請人が経営拡張のため賃貸借権設定をされる申請です。申請人は農家で米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

18番と19番は関連で、申請人が新規就農のため使用貸借権の設定をされる案件です。申請人は会社を退職後に就農を志されて、農業大学での研修や農業の手伝いなどを合わせて3年ほどされ、現在はネ

ギを中心に栽培されております。将来は借り受けた農地でハウスの栽培も計画されています。また地区委員会で聞き取り調査を行い、営農計画や就農への意欲などを確認しております。

20番は申請人が経営拡張のため所有権移転される申請です。申請人は農家で米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

以上4件について、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま17番から20番について地元委員から報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして21番。

8番 林田智博委員

21番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

21番は経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米を作られます。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして22番。

20番 田中求委員

22番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は独立就農のため、賃貸借権設定後に米、麦を耕作する予定です。先日の地区委員会に出席いただき、今後面積を増やしていきたいとのことです。許可後は米、麦を作られる予定です。

23番は経営拡張のための所有権移転です。譲受人は米を生産されており、許可後は米を作られる予定です。

24番は経営拡張のため、賃貸借権の設定です。申請人は兼業農家で米、麦、大豆を生産しており、許可後は樹芸作物を作られる予定です。

25番は経営拡張のための所有権移転です。前回継続審議となりましたので、今回地区委員会に出席いただき、経営内容をお聞きしたところ、植木と米、麦を生産されており、また1枚の農地の残りを買われるということで、生産効率の上からも十分な理由と認められることを判断いたしました。

26番は経営拡張のための所有権移転です。譲受人は米を生産されており、許可後は樹芸作物を作られるとのことです。

27番は経営拡張のための所有権移転です。譲受人は米を生産されており、許可後は露地野菜を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま22番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして28番。

### 31番 村上正春委員

28番、29番について、地区委員会での協議状況を報告します。

28番は社会福祉法人が農地を取得される申請です。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得することができませんが、農地法施行令第6条第1項1号ハで、社会福祉法人が社会福祉施設運営のために取得することは不許可の例外として認められています。法人が運営する精神障がい者施設と就労支援継続型施設の利用者が農作業、農産物の加工販売等による就労訓練を目的とされるために既に農地を取得し、耕作されていますが、手狭となったために新たに農地を取得されるものです。法人の代表者には、先日地区委員会の際に現地に来ていただき、聞き取り調査を行いました。許可後は露地野菜の作付けを計画されています。

29番は北区梶尾町の貸人が後継者への使用貸借の設定をされる申

請です。今回設定された農地は経営移譲及び相続された市街化区域内農地です。許可後は施設野菜、米を作付されます。

以上2件について検討した結果、28番については、農地法第3条第2項1号、2号、4号、5号に該当しますが、農地法施行令第6条に基づく不許可の例外規定に該当するものと確認しました。29番については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま28番から29番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして30番。

#### 23番 梅田義弘委員

30番から35番について、地区委員会での協議状況を報告します。

30番は親から子へ所有権移転する申請です。譲受人は勤めの傍らミカンと水稻を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

31番は持分12分の1の名義人の所有権を相続財産管理人により、申請地の所有権持分8分の7を持っている耕作者へ移転するものです。許可後は飼料作物を作付される予定です。

32番も持分12分の1の名義人の所有権を相続財産管理人により、申請地の所有権持分8分の7を持っている耕作者へ移転するものです。許可後は水稻を作付される予定です。

33番は譲受人が経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。譲受人は水稻、麦を作っている兼業農家で、許可後は大豆、麦を作られる予定です。

34番は高齢で耕作できないため、叔父から甥へ所有権移転する申請です。譲受人は水稻を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

35番は経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。譲受人は露地野菜を作っている農家で、許可後も露地野菜を作られる予定です。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま30番から35番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。



- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件  
でございます。  
地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委  
員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは1番、お願いします。

19番 春口豊徳委員

1番につきまして先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は敷地拡張の転用申請です。農地区分は10ヘクタール以上の  
広がりのある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであ  
ることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用  
計画は、申請人の自宅横に現在息子さんの住宅を建築中ですが、その  
ために申請人の自宅側の建ぺい率が違法となってしまう、適法化を図  
るため、敷地拡張をされる申請です。現地調査に出向き申請人の説明  
を聞いたところ、息子さんの新築工事開始後に依頼している住宅販売  
会社の担当者から、「息子さんの住宅を建設したために申請人の自宅の  
建ぺい率が違法となり、自宅の一部を取り壊す必要がある」と聞き、  
既存の自宅を取り壊すことはできないということで、敷地拡張の申請  
をされるに至りました。申請人は自宅横に息子さんの住宅を新築する  
ことが目的であったのに、建築開始後に違法であるとの指摘を受けた  
ことから、住宅販売会社と代理人の行政書士に対して強い不満を訴え  
ておられました。

地区委員会で検討したところ、今回の敷地拡張は申請人の希望では  
なく建ぺい率の適法化というまれなケースでもあることから、住宅販  
売会社や代理人の行政書士の調査及び開発景観課と調整等が必要なこ  
とから継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。ご審議方よ  
ろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件  
について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。

- 議 長 異議なしということで、1番については、今回は継続審議といたし  
ます。  
続きまして2番。

### 3 2 番 橋本春利委員

2 番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は太陽光発電設備の転用申請で、先々月、先月と継続審議となった案件で、今回も隣接地との境界立ち会いができておらず、また土地改良区の意見書及び配置図の修正を再三再四にわたり提出を求めましたが、その補正がなされないため、地区委員会としては審査ができない状況でありました。よって今回は不許可相当と判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり不許可といたします。不許可でいきます。よろしくお願いたします。  
続きまして3番。

### 2 1 番 山口謙藏委員

3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は廃品回収置場と駐車場の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ha未満の小集団農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は廃品回収置き場360平米とその駐車場2台分で妥当な面積だと思われれます。周囲には農地はなく、排水計画、被害防除ともに問題ありません。しかしながら、申請地は二十数年前から無断転用されたもので、始末書の添付があったものの、廃家電等が転がっており、そのまま転用を認めるかを話し合い、次の地区委員会までに整理いただくことが必要であると判断し、継続審議相当であることを合意いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、3番については今回継続審議といたします。続きまして4番。

## 17番 角田一誠委員

4番から7番について、地区委員会での協議状況を報告します。

4番は太陽光発電設備の設置のための申請です。管理できない農地の有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。農地区分は、宅地化が進む10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、里道、私道、市の道路に囲まれています。転用面積については、太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積と判断されます。雨水は地下浸透で、排水同意が添付されています。工期は許可日から9月末までの予定です。費用は全て融資で賄われ、融資証明書が添付されています。

5番も太陽光発電設備を設置される申請です。耕作に苦慮されているため、有効利用を検討し太陽光発電を計画されました。農地区分は、宅地化が進む10ha未満の小集団農地のため、第2種農地と判断されます。転用面積は太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積と判断されます。雨水は地下浸透で、排水同意書が添付されています。周囲の東側は市道、北側は宅地、南側は墓地、西側に農地と接していますが、隣接同意が得られています。転用面積につきましては適正な面積と判断されます。工事期間は許可日から12月末までの予定です。費用は事業費を賄う残高証明、融資証明が添付されています。

6番は共同住宅2棟8戸分及び駐車場を計画される申請です。農地区分は隣接市道に上下水道が整備され、500m以内に病院等2施設があるため、第3種農地と判断されます。集落内開発地区内の農地です。開発行為も同時に申請されます。公共の上下水道を利用され、雨水は雨水浸透枿を設置されます。排水同意が添付されています。周囲は東側が宅地、西側は私道、南側は私道と市の道路、北側に農地がありますが隣接同意は得られています。転用面積は、建物及び駐車場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から12月末日までの予定です。費用は全額融資で賄われ、融資証明書が添付されています。

7番は植林のための申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。既に周囲の山林と一体化しており、現状のまま使用されるため工事等の必要はありません。申請人により反省している旨の始末書が添付されています。周囲の北側は里道、西側及び南側は山林、東側に農地がありますが隣接同意は得られています。雨水は地下浸透で排水同意書も添付されています。今後周囲に影響がないように管理をされていくよう指導しました。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準を検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議

しました。また7番を除き、いずれの案件も許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま4番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請でございます。28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは1番、お願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は石油等の売買を営む法人が農地を賃貸借して給油所へ転用される申請です。農地区分は300m以内にインターチェンジがあることから、第3種農地であると判断されます。農地利用計画は現在隣接地で給油所を経営されており、隣接地と一体的に事業を行うとのことで、セルフキャノピー棟及び監視室棟等を整備し利用される計画で、転用面積といたしましては適正な面積と判断されます。給排水計画につきましても公共上下水道の利用であり問題はありません。資金につきましては、計画を賄う額の証明書が提出をされております。開発許可が必要ですが、同時に申請中であるとのことです。工事完了は平成26年9月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

　　以上、さきの地区委員会での現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして2番。

#### 19番 春口豊徳委員

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は娘さんがお父さんの土地を使用貸借し、個人住宅を建築する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟で、適正な面積と判断されます。給排水計画につきましても、公共上下水道の利用であり、問題はありません。里道を隔てて北側に農地がありますが、所有者との調整は済み、同意を得られています。資金については計画を賄う額の証明書が提出されております。開発許可が必要ですが同時に申請中とのことです。工事完了は平成27年3月31日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認いたしました。

続きまして3番は建設会社を営む申請人が駐車場への所有権移転の転用申請です。農地区分は小集団の生産性の低い農地である第2種農地であると判断されます。土地利用計画は、重機の駐車スペース2台分と通路で適正な面積と判断されます。排水は雨水のみで地下浸透処理されます。現地調査の際、申請地周囲の道路と申請地に高低差がありブロック塀が積み上げてありましたが、子供の通学路でもあり、見通しが悪く危険とのことで、隅切りの設置等改善の指導をいたしました。改善策として駐車場敷地の高さを下げ、隅切りを設けるとのことで念書を提出してあります。資金につきましては、計画を賄う額の証明書が提出されております。工事完了は平成26年6月15日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

続きまして4番は現在墓地経営を行っている宗教法人が墓地の施設拡張のための所有権移転の転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、既存の施設の拡張であることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、墓220基、駐車場12台、簡易トイレ1基を整備し利用される計画で、適正な面積と判断されます。排水は雨水のみで地下浸透処理されます。資金については全て寄附にて賄われるとのことで、誓約書が添付されております。また隣接農地の所有者から同意書も添付されております。墓地の経営許可のため、熊本市との事前協議書が添付されており、同時に手続中であることを確認しております。また、墓地経営許可と同時に転用許可を交付することも確認しております。工事完了は平成26年10月31日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

5番は建設業を営む申請人が農地を一時的に賃貸借され、資材置場

に転用する申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用であり目的を達成する上で必要であることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は申請人が隣接の工場へ資材を卸しているため、資材の仮置場としてトラックコンテナ1基、簡易倉庫4棟を整備し利用される計画で、農地の一部の転用であり適正な面積と判断されます。排水は雨水のみで地下浸透処理されます。一時転用期間は平成26年6月1日から1年間の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されるとともに、転用完了後は速やかに農地へ復元されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より2番から5番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きますして6番。

### 3 2 橋本春利委員

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は資材置場への転用で賃貸借権設定の申請です。契約期間は5年間です。申請人は建設会社の代表取締役をされており、今回その建設用の資材置場として申請されました。土地利用計画は1,059平米に砂利、U字溝、鉄筋、ユンボ等の建設現場で使用する機材を置かれる計画です。現在賃借されている資材置場の賃借期限が近づき、土地を探しておられたところ、運よく申請地が見つかり今回の申請に及んだとのこと。農地区分は10ha未満の小集団の農地で、生産性が低い第2種農地と判断しました。資金計画は自己資金で賄われ残高証明が添付されております。周辺の状況は、南側は道路で、東、西及び北側に農地がありますが所有者からは同意が得られております。

7番は資材置場への転用で、所有権移転の申請です。申請人は〇〇株式会社で、土地利用計画は704平米に型枠などの資材置場を設置される計画です。農地区分は10ha未満の広がりのない小集団の農地で、第2種農地と判断しました。資金計画は自己資金で賄われ、残高証明が添付されております。周辺の状況は、東側、南及び北側には

農地がなく、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られています。

8番は使用貸借の設定です。申請者は沖新町にお住まいの方で、父の土地を使用貸借し農家住宅の増築などのための宅地拡張の申請です。申請地は農振地域の農用区域内の農地でしたが、農振除外の申請が先日認められました。農地区分は10haを超える広がりや営農条件より甲種農地と判断いたしました。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可の例外に該当するものと判断しました。資金は融資により調達の予定で融資証明を確認しております。土地利用計画は農家住宅の増築46平米の建設などです。申請地の一部に既存の農業用倉庫、駐車場などの建設がなされており、申請者より無断転用について陳謝し今後は農地法を守る旨の始末書が提出されております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており今回の申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま地元委員より6番から8番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きますして9番。

#### 4番 米村昌昭委員

9番から12番につきまして地区委員会で協議状況を報告します。

9番は競売の案件で、4月の諮問委員会において許可は済んでおります。

10番は申請人が介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事務所建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は市街化区域に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は周囲に福祉施設と住宅が点在し、上下水道がある住環境の整った地域であるため選定されたものです。転用計画は田1筆1,271平米に木造平屋建て建築面積370.47平米の小規模多機能型居宅介護事務所6床を建設されるものです。一般基準である資金計画は、自己資金と金融機関からの借入れで賄われます。給排水計画及び被害防除計画など問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審議の申請中です。また、熊本市の計画に基づく平成26年度高齢保健福祉・介護保険施設設備整備計画として採択されております。工

事期間は平成26年7月1日から平成27年3月31日までの約9カ月間を予定されております。

11番と12番は関連で、個人住宅の建設と通路設置のため使用貸借権設定及び所有権移転を申請されるものです。農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地内で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続し設置されるものとして不許可の例外に該当すると判断しました。また農地を分断する転用ではありません。申請人は現在アパート住まいで持ち家を計画され、申請地は国道に近い実家に隣接し、周辺には住宅や学校、保育園もあり、交通便や生活環境に恵まれた土地であるため選定されたものです。転用面積は田1筆356平米に木造平屋建て建築面積101.82平米の個人住宅と田1筆143平米を通路としての転用を計画されたものです。一般基準である資金計画は、借り入れにより賄われます。また給排水計画及び被害防除計画においても問題はありません。開発許可については開発景觀課と申請協議中です。工事期間は平成26年6月1日から平成27年3月31日までの約10カ月間を予定されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用基準を満たすものとの協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま地元委員より9番は競売結果報告でございまして、10番から12番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することとして農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、13番は競売結果報告となりますので14番。

### 33番 馬原清隆委員

14番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は水産物加工施設及び駐車場建設のための所有権移転の申請です。申請地は、農地区分は10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、既存施設面積の2分の1以内での既存施設拡張のため、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。事業計画は、作業用水槽240個、従業員用車両置き場20台、配送用大型車両置き場3台からなり、転用面積は妥当なものと思われます。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資



金計画について問題はありません。工事計画は平成26年6月1日から20日間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されることと考えます。

先日の地区委員会において現地調査の確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま14番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きます15番。

#### 21番 山口謙藏委員

15番から22番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は親子関係の使用貸借権による個人住宅の建設のための転用申請です。申請地は実家に近く便利のため選定したもので、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、建築面積112.81平米の木造平屋建ての個人住宅1棟で、妥当な面積だと思われます。開発許可が必要になりますが、事前申請協議中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成26年6月から7カ月の予定で、許可後には速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

16番と17番は関連で、太陽光発電設備の建設のための賃貸借権による転用申請です。先月継続審議になった案件です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ha未満の広がりがない小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業計画面積1万6,421平米うち転用面積は1万6,191平米あり、太陽光パネル2,190枚、発電容量547.5kwの能力です。前回、隣接する土地の境界が不明であることから継続審議となりましたが、今回の地区委員会での現地調査で境界の目印が確認され、同意が取れていることを聞き取りました。農地以外の土地も賃貸借契約書で、履

行の確実性を確認、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成26年6月から10カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

18番は賃借権設定による駐車場のための許可申請です。申請地は介護施設の西側にあり従業員の駐車場として選定されたもので、農地区分は10ha未満の広がりがない小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、従業員駐車場10台分で妥当な面積かと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成26年6月から7カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

19番と20番は関連で、娘の夫への所有権移転による個人住宅及び通路のための許可申請です。申請地は譲受人の妻の実家に近く、便利のため選定したもので、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は市街地等区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地であると判断されます。土地利用計画は、建築面積80.33平米の木造2階建て個人住宅1棟と通路で、妥当な面積だと思われま。開発許可が必要になりますが、事前審査協議中です。通路については、以前から通路として利用していたことを深く反省しており、始末書の添付が確認されております。資金計画、給排水計画、隣接同意書、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成26年6月から5カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

21番は使用貸借による資材置場のための転用許可申請です。借受人の自宅に近く、土木資材置場として選定したもので、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は土木資材置場と搬送する駐車場2台分で妥当な面積だと思われま。以前まで申請人が別の方に資材置場として貸していたということを深く反省され、始末書の提出を確認しております。隣接農地はなく、排水計画、被害防除とも問題ありません。

22番は使用貸借による資材置場のための転用許可申請です。申請地はフェンス工事業を営んでいる借受人の自宅の近くで便利のため選定されたもので、集落内開発制度指定区域内で農地区分は10ha未満の広がりがない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、フェンスを置く際の土台資材や重機1台分で妥当な面積だと思われま。所有者より以前鶏糞乾燥場として造成利用していたことを深く反省されており、始末書の提出を確認しております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周囲の農地への影響など一般基準の

面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま15番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして23番。

#### 45番 内田康喜委員

23番について、地区委員会での協議状況を報告します。

23番は北区龍田町弓削の譲受人が農地を取得し、貸し資材置場とする転用申請です。借り人は造園土木業を営む法人代表者で、申請地の隣を資材置場として利用されていますが、手狭となったために譲受人が取得し法人に資材置場として貸し付けるための申請地を選定されました。先日の地区委員会での現地調査において確認しましたが、申請地は県道と白川の間で隣接する農地もなく、周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断されます。長年農地として耕作されていなかったため、譲渡人より顛末書が提出されております。転用面積につきましては、造園土木資材置場として適正な面積ではないかと判断いたしました。現状のまま使用される予定なので工事の予定はありません。資金については全額自己資金で賄うなどの金融機関の残高証明が提出されております。被害防除については土砂の流出がないよう対策を講じられる計画です。排水計画は雨水のみで地下浸透処理されます。

以上、さきの地区委員会において現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして24番。

### 3 1 番 村上正春委員

2 4 番から 2 7 番について、地区委員会での協議状況を報告します。

2 4 番は借受人の法人が下水道工事のための資材置場として一時的に貸借される申請です。農地区分として J R 西里駅から 5 0 0 m 以内の農地であるため、第 2 種農地と判断されます。工事現場に隣接しているために選定されたものです。雨水処理については、地下浸透です。隣接する農地はありません。利用期間は許可日から 2 6 年 1 0 月 3 0 日までを予定されており、地代等についても融資証明について確認済みです。保護シートの上に砕石舗装をされ使用され、期間終了後には農地に復元する条件となっております。

2 5 番は借受人の法人が申請地を貸借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は先日の地区委員会で確認しましたが、昭和 3 8 年の九州縦貫自動車道建設工事のために必要な土砂を採掘された山林跡地を地権者組合が販売した土砂代金で換地整備されたもので、1 0 h a 未満の小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断されます。借受人は太陽光発電による売電を目的とした法人で、平坦で太陽光発電に適した申請地に計画し申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置保守管理に必要な面積で、工事期間は許可日から平成 2 6 年 1 0 月末までに完了される計画で妥当ではないかと判断されます。また、費用は自己資金、融資で賄われますが、金融機関発行の残高証明及び融資証明が添付されております。現在、現地は南、北側に隣接する農地がありますが、所有者と協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理され、オーバーフロー分は既存の排水路に放水される計画で、排水同意も得られております。生活雑排水は発生しません。

2 6 番、2 7 番は関連です。借受人の法人が申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は先日地区委員会で確認しましたが、2 5 番の隣接地で、同様に 1 0 h a 未満の小集団の農業公共投資対象になっていない土地であるため、第 2 種農地と判断されます。借受人は太陽光発電による売電を目的とした法人で、平坦で太陽光発電に適した申請地に計画し申請をされたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も、許可日から平成 2 6 年 9 月末までに完了される計画で妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て融資で賄われますが、賄う額の融資証明が添付されております。現地の周囲は全て道路で隣接する農地はありません。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理され、オーバーフロー分は既存の排水路より放流される計画で、排水同意も得られております。生活雑排水はありません。

以上 3 件、先日の地区委員会において現地調査及び協議の結果、転

用許可基準は満たされていると判断されております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま24番から27番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして28番。

#### 27番 麻生隆弘委員

28番について地区委員会での協議状況を報告します。

28番は譲受人の法人が日当たりのよい申請地に太陽光発電設備を設置される申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。雨水は地下浸透で、排水同意書が添付されています。周囲は東側、西側に農地、北側に山林と農地、南側に宅地と農地がありますが、隣接同意書が添付されています。転用面積は太陽光発電設備、保守管理に必要な面積と思われます。工事期間は許可日から3月末日の計画です。費用は事業費を賄う残高証明と融資証明で確認しました。

以上1件、さきの地区委員会で現状の確認を行い、立地基準、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。また許可後は速やかに施工されることを確認しています。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きましては第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）でございます。事務局より内容のご説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、明細18ページの1番から21ページの11番までの合計11件でございます。1番、3番及び4番が公社からの買い取り、2番及び5番が公社への売り渡し、6番から11番が相対による売買です。面積は11件合わせまして、田1万4,455平米、畑1万2,822平米の合計2万4,737平米で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に利用権設定の新規設定分です。明細22ページの12番から56ページの67番までで、貸し手55名、借り手38名の件数56件です。契約期間別では6年未満が35件、10年以上が21件で、面積は56件合わせまして、田19万2,884平米、畑9万7,643平米の合計29万5,277平米となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては露地野菜、水稻、果樹、施設野菜及び飼料作物です。

次に再設定分です。明細56ページの68番から94ページの160番までで、貸し手88名、借り手81名の件数93件です。契約期間別では6年未満が76件、6年以上10年未満が2件、10年以上が15件で、面積は93件合わせまして、田25万6,295平米、畑9万5,027平米の合計35万1,322平米となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては露地野菜、水稻、果樹、施設野菜、大豆、麦及び飼料作物です。

続いて利用権移転です。こちらは明細94ページの161番から95ページの163番までで、譲渡人2名、譲受人3名の件数3件になります。契約期間別では6年未満1件、10年以上2件で、面積は3件合わせまして田のみの1万2,457平米です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

最後に農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸です。明細96ページの164番から97ページの168番までが熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借り上げ5件で、明細97ページの169番から98ページの173番までが借り上げた農地の転貸5件です。契約期間は6年未満1件、10年以上4件で、面積は5件合わせまして、田1万1,047平米、畑3,230平米の合計1万4,277平米となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

以上1番から173番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案の説明につきましては以上です。

議長

ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につ

きましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことをございます。この件について何かご意見ございせんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして第5号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは1番、お願いします。

#### 19番 春口豊徳委員

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の願い出は相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、全農地について願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございせんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして2番。

#### 36番 北口和皇委員

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番の願い出は、相続税の納税猶予継続のための証明願でございます。願出人はお勤めの傍ら農業に従事をされており、全農地につきまして願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元農業委員が確認いたしております。

続きまして3番の願い出も相続税の納税猶予継続のための証明願でございます。願出人は専業農家で、全農地につきまして願出人自らが

引き続き農業経営を行っていることを地元農業委員が確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で地元農業委員の報告によると、どちらも全農地について願出人自らが引き続き農業経営を行っており、証明につきましては何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ただいま2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5のその他について本日は特にございませぬ。以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項等に整理を要するものについては会議規則第2条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって以上、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時19分



会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年5月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 林田 智博

署名委員 上田 芳裕

書 記 北嶋 孝行